議案第４０号

奈良簡易裁判所への調停申立て等について

御経野地区環境改善事業に伴う代替地未取得者に対し、売買代金等の支払を求める民事調停を次のとおり奈良簡易裁判所に申請するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項第12号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年６月９日提出

天理市長　並　河　　健

１　調停の概要

（１）　相手方の住所及び氏名

（２）　申立ての趣旨

平成12年３月頃から、御経野地区環境改善事業に伴い上記相手方に対し代替地の売払いを行ってきたが、売買代金等の支払が行われず、所有権移転登記手続ができないでいる。

よって相手方に対し、売買代金等の支払を求め、調停を申し立てる。

２　前記調停において目的を達成することができず、又は必要があるときは、奈良地方裁判所に対し、売買代金等請求訴訟を提起することができる。